

花北法人会 定款変更（案）

現行定款	変更案	摘 要
<p style="text-align: center;">社団法人花北法人会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（名 称） 第1条 この法人は社団法人花北法人会（以下「本会」という）と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 本会の事務所は、花巻市に置く。 2 本会は理事会の議決を経て、必要に応じて支部及び青年部を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目 的） 第3条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及及び適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せてよき法人企業を目指すものの団体としての活動を通じて、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。</p> <p>（事 業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 一 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業 二 税制及び税務に関する調査研究並びに意見の具申 三 経理及び経営に関する講習会、説明会等の開催 四 法人企業の健全な発展に資する各種事業の実施 五 機関紙及び税務・経営関係各種資料の発行並びに配付 六 会員企業の役員及び従業員の福利厚生に関する事業 七 関係諸官庁及び友誼団体との相互連携並びに協調 八 その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>（会員の資格） 第5条 本会の会員たる資格を有する者は、花巻税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。</p>	<p style="text-align: center;">公益社団法人花北法人会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（名 称） 第1条 この法人は、公益社団法人花北法人会（以下「この法人」という）と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 この法人の主たる事務所は、岩手県花巻市に置く。 （削除）</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目 的） 第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。</p> <p>（事 業） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）税知識の普及を目的とする事業 （2）納税意識の高揚を目的とする事業 （3）税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 （4）地域企業の健全な発展に資する事業 （5）地域社会への貢献を目的とする事業 （6）会員の交流に資するための事業 （7）会員の福利厚生等に資する事業 （8）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、おもに花巻税務署管内を中心として岩手県内において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>（資 格） 第5条 この法人に次の会員を置く。 （1）正会員 花巻税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者 （2）特別会員 この法人の事業を賛助するために入会した者 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p>	<p style="text-align: right;">第2項新設</p> <p style="text-align: right;">第1項第2号新設 （2）の部分 第2項新設</p>

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込み手続きにより任意に入会することができる。

(会 費)

第11条 会員は、総会の決議を得て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、これを返還しない。

(資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 事業の閉鎖、又は解散
- 三 除名

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき
- 二 本会の名誉を著しくき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の議決に従う義務を有する。

(会員の名簿)

第12条 本会は別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

(入 会)

第6条 この法人の正会員又は特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、入会することができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 法人の解散
- (3) 死亡
- (4) 除名
- (5) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第9条 この法人を退会しようとする者は、理事会の定めるところにより退会手続きを行い、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(削除)

(削除)

第1項第5号新設 (5)の部分

第1項第6号新設 (6)の部分

第7章 会議

(総会)

第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 決算及び収入支出予算
- 三 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他会長が必要と認めて付議した事項

(総会の開催及び召集)

第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも5日前に会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。

(会議の種類)

第24条 会議は、総会及び役員会として、会長がこれを招集する。

(会議の議長)

第35条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに当てる。

(会員の表決権)

第27条 会員は、各1個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名を出席させる。

3 会員は、委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

第4章 総会

(種類及び構成)

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

(議 長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から総会において選出する。

(正会員の議決権)

第15条 正会員は、各1個の議決権を有する。

2 正会員は、前項の議決権を行使するための総会に各1名の代表者を出席させる。

3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

新設

(新設)

(総会の議事)

第 28 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

理 事	35 名以上	45 名以内
うち 会 長	1 名	
副会長	9 名以内	
専務理事	3 名以内	
監 事	3 名以内	

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者その他役職員のうちからこれを選任する。ただし、理事 4 名以内は会員外から会長が指名し、理事会の承認を得た後、総会において選任することができる。

2 会長及び副会長は、理事の互選によりこれを選任する。ただし、専務理事は、理事のうちから会長が指名し、理事会の承認を得て選任する。

(決 議)

第 16 条 総会の決議は、議決権の 3 分の 1 を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。
- (1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名者 2 名が記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以上 45 名以内
(2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、9 名以内を副会長、3 名以内を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 19 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、あらかじめ定められた順位により会務の一切を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、総会の議決に従い、本会の運営を協議、執行する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は、就任後第 2 回目の定時総会終了のときに終わる。ただし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 17 条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。

- 2 前項の規程により役員を解任しようとする場合は、その役員に理事会及び総会で弁明の機会を与えなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して事務局を指揮監督し、この法人の業務を統括する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 4 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員の任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第 18 条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 23 条 この法人の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条第 1 項各号の一に類する事実があったときは総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員の報酬)

第18条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支払うことができる。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第19条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる

(役員会)

第30条 役員会を分けて、理事会及び常任理事会とする。

- 2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長及び専務理事をもって組織する。
- 3 監事、顧問及び相談役は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会の付議事項)

第34条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
 - 二 定款の変更に関する議案
 - 三 総会において、理事会に委任された事項
 - 四 その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項
- 2 常任理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(役員の報酬等)

第24条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については、総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第25条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第26条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。任期は2年とする。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の業務の運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事全員をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(役員会の開催及び召集)

第 31 条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

2 役員会の招集については、第 26 条第 3 項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第 32 条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の表決権)

第 33 条 やむを得ない理由により会議に出席できない者には、第 27 条第 3 項の規程を準用する。

第 6 章 委員会、部会及び事務局

(委員会)

第 20 条 第 4 条 (事業) に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、常任理事会の推薦により、会員たる法人の代表者又はその他役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(部会)

第 21 条 第 4 条 (事業) に定める本会の業務を円滑に推進するため、部会を設けることができる。

2 部会は、本会と緊密な連携の下に運営し、業務等を理事会に報告しなければならない。

3 部会員は、会員たる法人の代表者又はその他役職員で、当該部

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において選出する。

(定足数及び決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき (監事が当該提案について異議を述べたときを除く。) は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 8 章 正副会長会

(正副会長会)

第 33 条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、正副会長会を設けることができる。

2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。

3 正副会長会は、この法人の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議し、理事会に参考意見を述べる。

4 正副会長会の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第 9 章 委員会、部会及び支部

(委員会)

第 34 条 この法人には、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

2 前項に定める委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部会)

第 35 条 この法人には、業務の執行に必要な部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

会の活動に賛同する者で組織する。

4 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

(規則の制定)

第23条 委員会、部会及び事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支予算、収支決算等)

第41条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を得なければならない。

2 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(資産の区分)

第38条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の二種類に区分する。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第39条 基本財産は、これを消費し又は抵当権その他の物件のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規程にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限り、これを処分することができる。

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理しその方法は理事会の決議による。

2 基本財産の内、現金は郵政官署又は確実な金融機関に預け入れ、

(支部)

第36条 この法人には、業務の執行に必要な支部を置くことができる。

2 前項に定める支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

(備付け帳簿及び書類)

第40条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

若しくは国債等確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経 費)

第 40 条 本会の経費は、運用財産をもってこれに当てる。

(暫定予算)

第 42 条 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を遅滞なく仙台国税局長に報告するものとする。

(剰余金の処分)

第 43 条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を得て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰越すものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議を得て、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解 散)

第 46 条 本会は、総会において会員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 47 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付することができる。

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 1 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 4 2 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 4 3 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 4 4 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、職員若干名を置き会長がこれを任免する。
- 3 職員は、原則として有給とする。

第10章 雑則

(細則)

第48条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を得て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
- 2 従来花北法人会に属した会員及び同会の財産並びに権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 役員任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、創立総会の日から翌年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
- 6 この定款は、主務官庁の認可があった平成7年2月17日より施行する。
- 7 この定款は、主務官庁の認可があった平成17年8月29日より施行する。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 補則

(細則)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、次のとおりとする。
宮澤 啓祐
- 3 この法人の最初の副会長及び専務理事は次のとおりとする。
副会長 中村 好雄
高橋 祥元
関 英雄
佐々木 博
小原 謙
専務理事 伊藤 隆規
高屋敷 克廣
酒井 利政
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。